

客観的事実が証明できない事項について  
(具体的事例)

# 客観的事実が証明できない事項(現行の整理)

ガイドライン	禁止される広告	具体例
①医療広告ガイドライン	客観的事実であることを証明することができない内容の広告	<ul style="list-style-type: none"><li>・患者の体験談の紹介</li><li>・「理想的な医療提供環境です。」</li><li>・「比較的安全な手術です。」</li><li>・伝聞や科学的根拠に乏しい情報の引用</li></ul>
②医療機関ホームページガイドライン	内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・加工・修正した術前術後の写真等の掲載</li><li>・「当院では、絶対安全な手術を提供しています」</li><li>・「どんなに難しい症例でも必ず成功します」</li><li>・「一日で全ての治療が終了します」(治療後の定期的な処置等が必要な場合)</li><li>・「〇%の満足度」(根拠・調査方法の提示がないもの)</li><li>・「当院は、〇〇研究所を併設しています」(研究の実態がないもの)</li></ul> <p>※いずれも虚偽にわたるものとして例示</p>

# 客観的事実が証明できない事項の整理(改正後)

- 客観的事実が証明出来ない事項について、前回の検討会資料2でお示したように、
- ① 広告禁止事項とはしない(=省令に規定しない)こととしつつ、
  - ② 治療効果に関する事項のうち、客観的事実が証明できず、患者の受診を不当にあおるものは、虚偽・誇大に該当するものであることを新ガイドラインで示すこと
- とした場合、禁止される広告と禁止されない広告の具体例はそれぞれ以下のとおりとなる。

## 禁止される広告の具体例

〇〇式免疫療法でこれまで治らなかったがんも必ず治ります。  
(=不当に受診をあおる虚偽に該当)

たった一度の施術で若返りの効果を実感できます。  
(=不当に受診をあおる誇大に該当)

「お客様満足度98%」(根拠・調査方法の提示がないもの)  
(=不当に受診をあおる誇大に該当)

その他前ページの両ガイドラインの具体例に相当する例

## 禁止されない広告の具体例

「美味しい食事を提供します。」  
(=客観的な証明はできないが、誇大とも言えない)